エバーグリーン・リテイリング株式会社 電気供給約款 別紙I

2025年12月9日より施行の電気供給約款13(料金)に規定する料金は以下のとおりとします。本別紙 I の適用日は2025年12月9日とします。

ループンは、当社がお客さまに供給する電気について、再エネ指定の非化石証書を利用して、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) をゼロとする予定のプランです。当社がお客さまに供給する電気に関する調達計画、電源構成、非化石証書の使用状況およびメニュー別 CO2 排出係数については、EGR ホームページに掲載しておりますので、EGR ホームページを必ずご覧になるようお願いいたします。 (https://www.egmkt.co.jp/newsroom/powerconfig/)

料金等

(北海道エリア)

料金プラン : 北海道 KH 従量電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電流が30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。 (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)が50 キロワ ット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワ ット以上であるものについても適用することがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

契約電流

- (イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。 (ロ) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、 送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

1.4.15、電子で1.4、B/J型付取れよい加衣 1 (丹生川能エイルキー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、電力量料金は、別表 2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申し受けます。 ... 料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

基本料金

	単位	料金(税込)
30 アンペア	1 契約	1,022円40銭
40 アンペア	1 契約	1,363 円 20 銭
50 アンペア	1 契約	1,704円 00 銭
60 アンペア	1 契約	2,044 円 80 銭

電力量料金

		単位	料金(税込)	
最初の 120 キロワット時ま	で(第1段階料金)	1kWh	23 円 87 銭	
120 キロワット時をこえ 280)キロワット時まで(第2段階料金)	1kWh	29 円 66 銭	
上記超過(第3段階料金)		1kWh	30 円 25 銭	

料金プラン : 北海道 KH 従量電灯 C

イ 適用範囲

- 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ)契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。 (ロ)1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から 当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

矢科谷里 (イ)契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものと し、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。 (n)当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。 (ハ)当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

二 料金

います。 電子では、 电力量対率のよい内容 1 (日生り能土不ルキー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、電力量料金は、別表 2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申し 受けます。

其本料金

CI.	2-1-1-1-2-2		
	単位	料金(税込)	
	1kVA	340 円 85 銭	

	単位	料金(税込)	
最初の 120 キロワット時まで(第 1 段階料金)	1kWh	23 円 47 銭	
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時まで(第 2 段階料金)	1kWh	29 円 05 銭	
上記超過(第3段階料金)	1kWh	30 円 91 銭	

(東北エリア)

料金プラン : 東北 KH 従量電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

- (n) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワ ット未満であること。
- ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。
- ロ供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

- (イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。 (ロ) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、 送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

基本料金

	単位	料金(税込)
30 アンペア	1 契約	990 円 00 銭
40 アンペア	1 契約	1,320円00銭
50 アンペア	1 契約	1,650円00銭
60 アンペア	1 契約	1,980 円 00 銭

雷力量料金

	単位	料金(税込)
最初の 120 キロワット時まで(第 1 段階料金)	1kWh	18 円 58 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第 2 段階料金)	1kWh	25 円 23 銭
上記超過(第3段階料金)	1kWh	28 円 11 銭

料金プラン : 東北 KH 従量電灯 C

一 イ 適用範囲

- 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。)が50

以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約容量

- 条約を量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。 (ロ)当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。 (ハ)当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

其木料全

<u>Æ</u>	平村亚		
	単位	料金(税込)	
	1kVA	330 円 00 銭	

1	F2/2 F2/1 7C			
		単位	料金(税込)	
	最初の 120 キロワット時まで(第 1 段階料金)	1kWh	18 円 58 銭	
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第 2 段階料金)	1kWh	25 円 23 銭	
	上記超過(第3段階料金)	1kWh	28 円 11 銭	

(関東エリア)

料金プラン : 関東 KH 従量電灯 B

イ 適用範囲

- 運灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。 (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロ ワット未満であること

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等か ら当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワ ット以上であるものについても適用することがあります。

供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

契約電流

- (イ)契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。
- (ロ) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただ し、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、 送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

- 料全

村金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、電力量料金は、別表 2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申 し受けます。

基本料金

	単位	料金(税込)	
30 アンペア	1 契約	853 円 71 銭	
40 アンペア	1 契約	1,138円28銭	
50 アンペア	1 契約	1,422 円 85 銭	
60 アンペア	1 契約	1,707 円 42 銭	

雷力量料全

ш,				
		単位	料金(税込)	
	最初の 120 キロワット時まで(第 1 段階料金)	1kWh	19 円 71 銭	
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第 2 段階料金)	1kWh	24円81銭	
	上記超過(第3段階料金)	1kWh	27 円 74 銭	

料金プラン : 関東 KH 従量電灯 C

イ 適用範囲

- 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (4) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。 (p) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。)が50

(中) 指表後初月において医圧電力とあること。 ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から 当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット 以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

- (4) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。 (ロ) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認できるものとします。
- (ハ) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

二 料金

TLEU、 第711m、 电刀里性並わよい加衣 1 (円生り能上不ルキー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、電力量料金は、別表 2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申し受けます。

世 木 料 ム

峚	4 科金	
	単位	料金(税込)
	11-7/4	994 田 57 発

雷力量料全

	単位	料金(税込)	
最初の 120 キロワット時まで(第 1 段階料金)	1kWh	19 円 71 銭	
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第 2 段階料金)	1kWh	24 円 81 銭	
上記超過(第3段階料金)	1kWh	27 円 74 銭	

(中部エリア)

料金プラン : 中部 KH 従量電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

- (n) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワ ット未満であること。
- ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

フィムエンの公司のについても適用することがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

- (イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。 (ロ) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、 送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

1.まじ、電ブロン、B/J型17型のよい別な 1 (丹生門能上イルキー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、電力量料金は、別表 2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申し受けます。

基本料金

	単位	料金(税込)		
30 アンペア	1 契約	850 円 26 銭		
40 アンペア	1 契約	1,133円68銭		
50 アンペア	1 契約	1,417円10銭		
60 アンペア	1 契約	1,700 円 52 銭		

電力量料金

	単位	料金(税込)
最初の 120 キロワット時まで(第 1 段階料金)	1kWh	20 円 98 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第 2 段階料金)	1kWh	24 円 53 銭
上記超過(第3段階料金)	1kWh	26 円 06 銭

料金プラン : 中部 KH 従量電灯 C

一 イ 適用範囲

- 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。)が50

(四) 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロホルトアンペアを1 キロワットとみなします。)から0 キロワット未満であること。 ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から 当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット 以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約容量

条約を量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。 (ロ)当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。 (ハ)当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

其木料全

45	五 个竹立				
	単位	料金(税込)			
	1kVA	283 円 42 銭			

1	F2/2 F2/1 7C				
		単位	料金(税込)		
	最初の 120 キロワット時まで(第 1 段階料金)	1kWh	20 円 98 銭		
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第 2 段階料金)	1kWh	24 円 53 銭		
	上記超過(第3段階料金)	1kWh	26 円 06 銭		

(北陸エリア)

料金プラン : 北陸 KH 従量電灯 B

適用範囲

- 運灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。 (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワ ット未満であること

ンド不同、のっこと。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等か ら当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワ ット以上であるものについても適用することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

契約電流

- (イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。
- (ロ) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただ し、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、 送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

- 料全

村金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、電力量料金は、別表 2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申 し受けます。

基本料金

	単位	料金(税込)
30 アンペア	1 契約	726 円 00 銭
40 アンペア	1 契約	968 円 00 銭
50 アンペア	1 契約	1,210円00銭
60 アンペア	1 契約	1,452円00銭

電力量料金

ш,	3/1 = 1 12				
		単位	料金(税込)		
	最初の 120 キロワット時まで(第 1 段階料金)	1kWh	17 円 84 銭		
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第 2 段階料金)	1kWh	21 円 40 銭		
	上記超過(第3段階料金)	1kWh	21 円 60 銭		

料金プラン : 北陸 KH 従量電灯 C

一 イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- 電灯または大学改造を使用する需要で、500パリれにも終当するものに適用がたします。 (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。)が50

(四) 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロホルトアンペアを1 キロワットとみなします。)から0 キロワット未満であること。 ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から 当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット 以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約容量

条約を量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。 (p)当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。 (n)当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

其木料全

Ė	5个代立				
	単位	料金(税込)			
	1kVA	242 円 00 銭			

1					
		単位	料金(税込)		
	最初の 120 キロワット時まで(第 1 段階料金)	1kWh	17 円 84 銭		
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第 2 段階料金)	1kWh	21 円 60 銭		
	上記超過(第3段階料金)	1kWh	21 円 70 銭		

(近畿エリア)

料金プラン : 近畿 KH 従量電灯 A

イ 適用範囲

- 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 使用する最大容量 (以下「最大需要容量」といいます。) が 6 キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計 (この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。) が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送 配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電 流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。
- ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
- 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社および送配電事業者との協議によって行います。

二 料金

料金は、 その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギ - 発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電 気を使用されない場合でも基本料金を申し受けます。

	単位	料金(税込)		
1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	1 契約	341 円 02 銭		

電力量料金

<u> </u>	2/7 2 4/1 22				
		単位	料金(税込)		
1	5 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	1kWh	20 円 32 銭		
1	20 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第 2 段階料金)	1kWh	24 円 77 銭		
	上記超過(第3段階料金)	1kWh	27 円 28 銭		

料金プラン : 近畿 KH 従量電灯 B

イ 適用範囲

- 週月期四 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50 キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から 当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット 以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

- ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
 - 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

契約容量

- (イ)契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。 (ロ)当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。
- (ハ) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

二 料金

リール (アイロー・ベース) 単行 エルス はい (世生 リ 配工 イルギー 発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー 発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (電源調達調整) によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申し受けます。

其木料全

_	D(1-4) 1 32				
	単位	料金(税込)			
	1kVA	376 円 20 銭			

雪力量料全

_	3/7 至(1) 亚				
		単位	料金(税込)		
	最初の 120 キロワット時まで(第 1 段階料金)	1kWh	17 円 69 銭		
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで (第 2 段階料金)	1kWh	18 円 96 銭		
	上記超過(第3段階料金)	1kWh	22 円 08 銭		

(中国エリア)

料金プラン : 中国 KH 従量電灯 A

イ 適用範囲

- 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 使用する最大容量 (以下「最大需要容量」といいます。) が 6 キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計 (この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。) が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送 配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電 流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。
- ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
- 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社および送配電事業者との協議によって行います。

二 料金

料金は、 その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギ 一発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申し受けます。

	単位	料金(税込)		
R約につき最初の 15 キロワット時まで	1 契約	336 円 38 銭		

電力量料金

_	6/V±11 ±				
		単位	料金(税込)		
	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	1kWh	20 円 72 銭		
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第 2 段階料金)	1kWh	27 円 15 銭		
	上記超過(第3段階料金)	1kWh	27 円 74 銭		

料金プラン : 中国 KH 従量電灯 B

イ 適用範囲

- 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50 キロワット未満であること。

Tロソット不順であること。 ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から 当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット 以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約容量

- 条約谷軍 (イ)契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものと し、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。 (ロ)当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。 (ハ)当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

二 料金

基本料金

五小小				
単位		料金(税込)		
1kVA		394 円 79 銭		

電力量料金

	単位	料金(税込)
最初の 120 キロワット時まで(第1段階料金)	1kWh	18 円 03 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第2段階料金)	1kWh	23 円 64 銭
上記超過(第3段階料金)	1kWh	23 円 91 銭

(四国エリア)

料金プラン : 四国 KH 従量電灯 A

イ 適用範囲

- 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 使用する最大容量 (以下「最大需要容量」といいます。) が 6 キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計 (この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。) が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送 配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電 流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。
- ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
- 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社および送配電事業者との協議によって行います。

二 料金

料金は、 その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギ -発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電 気を使用されない場合でも基本料金を申し受けます。

		単位	料金(税込)		
1	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	1 契約	408 円 43 銭		

電力量料金

_	6/V±11 ±				
		単位	料金(税込)		
	11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	1kWh	20 円 37 銭		
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第 2 段階料金)	1kWh	26 円 74 銭		
	上記超過(第3段階料金)	1kWh	28 円 21 銭		

料金プラン : 四国 KH 従量電灯 B

- 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50 キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から にして、1mg/m/JIにおいては近地/JCの4/ビースが19つ物目で、ね合さまが布望され、かつ、お各さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。ロー供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約容量

- 条約谷軍 (イ)契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものと し、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。 (ロ)当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。 (ハ)当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

二 料金

.... 十金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、電力量料金は、別表 2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申し 受けます。

基本料金

 1	
単位	料金(税込)
1kVA	360 円 15 銭

電力量料金

	単位	料金(税込)
最初の 120 キロワット時まで(第1段階料金)	1kWh	16 円 46 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第 2 段階料金)	1kWh	22 円 43 銭
上記超過(第3段階料金)	1kWh	23 円 36 銭

(九州エリア)

料金プラン : 九州 KH 従量電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

- (n) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワ ット未満であること。

ただし、 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

口 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

- (イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。 (ロ) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、 送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

1.まじ、電ブロン、B/J型17型のよい別な 1 (丹生門能上イルキー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、電力量料金は、別表 2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申し受けます。

基本料金

	単位	料金(税込)
30 アンペア	1 契約	887 円 43 銭
40 アンペア	1 契約	1, 183 円 24 銭
50 アンペア	1 契約	1,479円 05銭
60 アンペア	1 契約	1,774円86銭

雷力量料金

	単位	料金(税込)	
最初の 120 キロワット時まで(第 1 段階料金)	1kWh	17 円 45 銭	
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第 2 段階料金)	1kWh	22 円 59 銭	
上記超過(第3段階料金)	1kWh	23 円 70 銭	

料金プラン : 九州 KH 従量電灯 C

一 イ 適用範囲

- 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。)が50

(四) 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロホルトアンペアを1 キロワットとみなします。)から0 キロワット未満であること。 ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から 当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット 以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約容量

- 条約を量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。 (ロ)当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。 (ハ)当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

其木料全

45	医 华村亚			
	単位	料金(税込)		
	1kVA	295 円 81 銭		

1	F2/2 F2/1 7C			
		単位	料金(税込)	
	最初の 120 キロワット時まで(第 1 段階料金)	1kWh	17 円 45 銭	
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第 2 段階料金)	1kWh	22 円 59 銭	
	上記超過(第3段階料金)	1kWh	23 円 02 銭	